

# 国際財政学会第七四回年次大会に参加して

山 田 直 夫

## 一、はじめに

本稿では、一九一八年八月二一日から二三日にかけてフィンランドのタンペレで開催された国際財政学会の第七四回年次大会について報告を行う。

国際財政学会 (International Institute of Public Finance: IIPF) は一九三七年にパリにおいて設立された財政学・公共経済学に関する国際学会である。国際財政学会のホームページ<sup>(i)</sup>によるところ、現在五〇を超える国々に約七五〇名の会員を有する。

本稿の構成は以下のとおりである。続く一節では、年次大会の概要を説明する。そして、三節では筆者が興味深く感じた個別研究報告の内容を紹介する。後述するように個別研究報告の内容は多岐にわたっているが、筆者の関心は企業課税を含

んでいる。年次大会 (Annual Congress) は毎年八月に開催され、講演 (プレナリー) や個別研究報告が行われるほかに、ディナーなどのソーシャル・プログラムも用意されている。今大会の会場は、タンペレ大学 (写真1) で国際財政学会の資料によると参加者は、四二九名であった。

写真1 会場のタンペレ大学



筆者撮影

む広い意味での証券税制にあるので、紹介する内容がそうした税制に関する研究に偏ってしまうことを予めお断りしておきたい。最後の四節では、来年の八月二一日から二三日にかけてスコットランドのグラスゴーで開催される第七五回年次大会について簡単に触れたい。

## 二、第七四回年次大会の概要

年次大会のプログラムの概要是図表1のとおりである。前述のようすに今大会は八月二一日から二三日の三日間に渡って開催された。以下ではプレナリー（講演）、個別研究報告、ソーシャル・プログラムに分けて説明していく。

### (1) プレナリー (Plenary)

図表1からもわかるとおり、今大会では二一日

国際財政学会第七四回年次大会に参加して

図表1 プログラムの概要

|       | August 21<br>Tuesday                                | August 22<br>Wednesday                       | August 23<br>Thursday  |
|-------|---|--|--|
| 8:00  | 8:00-17:30<br>Registration / Info Desk              | 8:00-16:00<br>Registration / Info Desk       | 8:00-16:30<br>Registration / Info Desk                                     |
| 9:00  | <b>Opening Ceremony</b>                             | <b>Plenary III</b>                           | <b>Working Group Sessions E</b><br>(1.5 hours)                             |
| 9:30  |   |  |  |
| 10:00 | <b>Plenary I</b>                                    | Coffee Break                                 |  |
| 10:30 | Coffee Break  |  | Coffee Break   |
| 11:00 |   |  |  |
| 11:30 | <b>Working Group Sessions A</b><br>(2 hours)        | <b>Working Group Sessions C</b><br>(2 hours) | <b>Working Group Sessions F</b><br>(1.5 hours)                             |
| 12:00 |   |  |  |
| 12:30 |   | Lunch  | Lunch  |
| 13:00 |   |  |  |
| 13:30 | Lunch   |  |  |
| 14:00 |   |  |  |
| 14:30 | <b>Working Group Sessions B</b><br>(2 hours)        | <b>Working Group Sessions D</b><br>(2 hours) | <b>Working Group Sessions G</b><br>(2 hours)                               |
| 15:00 |   |  |  |
| 15:30 |   |  | Coffee Break   |
| 16:00 | Coffee Break  |  | <b>Plenary IV</b>  |
| 16:30 |   |  |  |
| 17:00 | <b>Plenary II</b>                                   | <b>Excursion</b><br>(different options)      | <b>Closing Ceremony</b>  |
| 17:30 |   |  |  |
| 18:00 | <b>General Assembly of<br/>Members</b>              |  |  |
| 18:30 |   |  |  |
| 19:00 |   |  |  |
| 19:30 | <b>Welcome Reception</b><br>(Tampere Old City Hall) |  | <b>Conference Dinner</b><br>(Restaurant Paja at Solo<br>Sokos Hotel Torni) |
| 20:00 |   |  |  |
| 20:30 |   |  |  |

〔出所〕 国際財政学会資料より作成

図表2 プレナリーの講演者と論題

| 講演者   | 論題  |
|---|---|
| Plenary I<br>Uta Schönberg<br>(Professor, University College London, UK)                                  | The Impact of Immigration on Regions and Workers  |
| Plenary II<br>Henrik Kleven<br>(Professor, Princeton University, US)                                      | Taxation and the Extensive Margin Reconsidered  |
| Plenary III<br>Petra Todd<br>(Alfred L. Cass Term Professor of Economics, University of Pennsylvania, US) | Incorporating Personality Traits into Economic Models of Labor Supply, Education, and Occupational Choice |
| Plenary IV<br>Gordon B. Dahl<br>(Professor, University of California, San Diego, US)                      | Intergenerational Spillovers in Disability Insurance  |

〔出所〕 国際財政学会資料より作成

に11月11日～14日、合計四つのプレナリーが設けられた。図表2はプレナリーの講演者とその論題を示したものである。プレナリーでは共通のテーマが設けられる。今大会のテーマは、The Impact of Public Policies on Labor Markets and Income Distribution である。公共政策が労働市場や所得分配に与える影響について、著名な経済学者による興味深い講演が行われた。また、各プレナリーとも最後に質疑応答の時間が設けられており、講演者と出席者の間で活発な議論が交わされた（写真2）。

(2) **個別研究報告 (Working Group Sessions)**

図表1にWorking Group Sessions という記載があるが、これは個別研究報告が行われることを示している。このからわかるとおり、個別研究報告は大会期間中すべての日に行われた。写真3は

写真2 プレナリーの様子



筆者撮影

その様子である。図表3では一例として、二一日の午前一一時から午後一時にかけて行われたWorking Group Sessions Aにおける各セッションのタイトルを列挙し、あわせて個別研究報告の本数も掲載している。各セッションにはタイトルが付けられており、そのタイトルに関連する数本の個別研究報告が行われるのである。よって図表3は、Working Group Sessions Aでは一五会場で合計五九本の個別研究報告が行われたことを示している。

図表4は、図表3にあるTax Competition Iというタイトルのセッションで個別研究報告を行った研究者とその論題を示している。すべてのセッションのタイトルおよび個別研究報告の論題、さらに報告論文は年次大会のホームページから見ることができる。ホームページをもとに筆者が調べた限りでは、企画セッションも含めてセッ

写真3 個別研究報告の様子



筆者撮影

図表3 セッションの一例 (Working Group Sessions A)

| セッションのタイトル |                                     | 個別研究報告の本数 |
|------------|-------------------------------------|-----------|
| A01        | Firm Taxation                       | 4         |
| A02        | Income and Wealth Inequality        | 4         |
| A03        | Taxation of Multinationals          | 4         |
| A04        | Climate Policy                      | 4         |
| A05        | Voting, Policy and Electoral Rules  | 4         |
| A06        | Labor Supply and Tax-Benefit Policy | 4         |
| A07        | Tax Competition I                   | 4         |
| A08        | Tax Avoidance and Evasion I         | 3         |
| A09        | Immigration                         | 4         |
| A10        | Income and Profit Shifting          | 4         |
| A11        | Altruism and Social Norms           | 4         |
| A12        | Health                              | 4         |
| A13        | Theoretical Political Economics     | 4         |
| A14        | Fiscal Policy and Fiscal Outcomes   | 4         |
| A15        | Evaluation of Policy Reforms        | 4         |

〔出所〕 国際財政学会資料より作成

図表4 個別研究報告の一例

| セッションのタイトル：A07 Tax Competition I   |   |
|--|---|
| 報告者  | 個別研究報告の論題   |
| Gaetan Nicodeme<br>Antonella Caiumi<br>Ina Majewski<br><br>European Commission, Belgium  | What Happened to CIT collection? Solving the Rates-Revenues Puzzle                        |
| Daiki Kishishita<br>Satoshi Kasamatsu<br><br>The University of Tokyo, Japan  | When Populism Meets Globalization: Analysis of Tax Competition                            |
| Celine Azemar <sup>1</sup><br>Rodolphe Desbordes <sup>2</sup><br><br><sup>1</sup> University of Glasgow, United Kingdom<br><sup>2</sup> SKEMA  | The Race for FDI: Corporate Tax Rates and Competitor's Attractiveness                     |
| Seppo Kari <sup>1</sup><br>Jussi Laitila <sup>2</sup><br>Olli Ropponen <sup>1</sup><br><br><sup>1</sup> VATT Institute for Economic Research, Finland<br><sup>2</sup> Ministry of Finance, Finland | Investment Incentives and Tax Competition under Allowance for Growth and Investment (AGI) |

(注) 下線は当日の報告者を示している。

〔出所〕 国際財政学会資料より作成

ションの総数は一〇一、個別研究報告の本数は三六二であった。前回のセッションの総数は九四、個別研究報告の本数は三四四であったので昨年より増加している。だが筆者の個人的な印象としては、参加者は昨年より若干少ないよう感じた。しかし、税制、公債、社会保障、地方財政、財政政策など、財政学・公共経済学の中心的な分野について数多くの報告がなされ、活発かつ建設的な議論が行われた。またセッションの内容についていは、最適課税に関するセッションが五つ (Optimal Taxation I, II, III, Optimal Tax Policy, Optimal Income Taxation)、国際課税に関するセッションが四つ (International Taxation I, II, III, International Tax Evasion) あり、最適課税、国際課税に関する研究報告が多くつた。

筆者たる Tax Competition I, International Taxation I, Property Taxation, Corporate Taxation

といった企業の国際的な行動に対する税制に関するセッショ

んだ。

ンや資産に対する課税に関するセッショ

### 二、個別研究報告の紹介

ンを中心には筆者が聞いた個別研究報告の中から、イタリ

アなどで導入されているACE (Allowance for Corporate Equity) という企業に対する税制に関する研究について紹介する。

#### (3) ソーシャル・プログラム (Social Program)

年次大会の中心はもちろんプレナリーや個別研究報告であるが、大会期間中は様々なソーシャル・プログラムが用意されており、参加者が親交を深める貴重な機会となっている。二一日の夜にはウエルカム・レセプション、二二一日の夜にはディナーが開催された。また、二二一日の夕方からはエクスカーションになつており、参加者はピュハ湖 (Lake Pyhäjärvi) を遊覧するなどして楽し

ハリ)では筆者が聞いた個別研究報告の中から、

International Taxation I というセッションと Tax Competition I というセッションで行われたACEに関連する研究を紹介する。

多くの国で導入されている法人税とACEの違いを簡単に説明すると以下のようになる。通常の法人税は負債利子を課税ベースから控除するが、株式の機会費用は控除しないので、企業の資金調達行動に対して非中立的であるといわれている。つまり税制上、負債を優遇してくることになる。それに対して Institute for Fiscal Studies (1991)において提案されたACEは、税制上の自己資本である株主基金にみなし利子率を乗じたものを株

式の機会費用として課税ベースから控除するの  
で、資金調達行動に対しても中立的である。また、  
通常の法人税は理論的には企業の投資決定に歪み  
を与えるといわれているのに対しても、ACEは企  
業の投資決定に対しても中立的であるといわれてい  
る。ACEは単なる提案にとどまらず、ヨーロッ  
パを中心いくつかの国で実際に導入されてい  
る。また、IMFが発表した声明（110一四年対  
日四条協議終了にあたつてのIMF代表団声明）  
では、わが国においてACE導入について検討す  
るといふが提案されている。

ACEはイタリア、ラトビア、ポルトガル以外  
の国でも導入されたことがあり、国によつても制  
度の内容が異なる。そこで報告では、最初に分析  
対象国以外のACEの概要について若干の説明が  
行われた。ACEは大きくhard ACEとsoft  
ACEに分けることができる。hard ACEとは  
Institute for Fiscal Studiesの提案に忠実に税制  
上の自己資本の一定割合を法人税の課税ベースか  
ら控除するタイプのACEである。それに対して  
soft ACEとは、自己資本の一定割合ではなく新  
規株式の一定割合を計算に用いたり、株式の機会  
費用に対しても軽減税率を適用したりするタイプの  
ACEを指す。説明では、hard ACEの導入国と  
Portugal、というタイトルで、ACEが企業のレ  
バレッジに与える影響について個別研究報告を  
行つた。分析対象国はイタリア、ラトビア、ポル  
トガルの三か国である。

- (1) ヨーロッパ諸国のACE
- ベルギーのルーヴラン・カトリック大学 (Uni-  
versité Catholique de Louvain) のJan Kockによ  
りMarcel Gérardによれば、The Allowance for Cor-  
porate Equity in Europe: Latvia, Italy and  
ACEを指す。説明では、hard ACEの導入国と

してクロアチア、ベルギー、リヒテンシュタインがある」と、soft ACE の導入国として、オーストリア、ブラジル、トルコ、キプロスなどがあることが指摘された。また、最初に ACE を導入したのはクロアチア（導入年は一九九四年）であること、ベルギーの ACE についてはレバレッジを蓄積されていること、リヒテンシュタインでは二〇一一年に ACE が導入されたが実証研究は行われていないこと、なども指摘された。さらに近年、欧州委員会から AGI（Allowance for Growth and Investment）による soft ACE に分類される仕組みを含んだ税制が新たに提案されていることが紹介された。<sup>(vi)</sup>

次いで報告では、分析対象国（ラトビア、イタリア、ポルトガル）の ACE の概要について説明が行われた。説明によると、ラトビアでは二〇〇〇年にベンチャーキャピタルなどの特定の

八年未に導入が決まり、二〇〇九年一月一日から施行された（実際に控除されるのは二〇一〇年課税年度から）。その仕組みは、前期の留保所得（ただし二〇〇八年二二月三一日以後に蓄積されたもの）にまなし利子率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除するというものなので、soft ACE に分類される。なお、ラトビアの ACE は二〇一四年に廃止されている。また、イタリアでは二回ほど ACE が導入されている。一度目は、一九九七年から二〇〇三年にかけて実施され、その概要は新規株式にまなし利子率を乗じた額に軽減税率が課されるというものである。二度目は二〇一一年に導入され、現在も続いている。こちらは新規株式にまなし利子率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除する。したがってどちらも soft ACE に分類される。ポルトガルについては、二〇〇一〇年にベンチャーキャピタルなどの特定の

中小企業を対象にACEが導入されたが、1101年以後その制限が緩和されより多くの中小企業が対象となり、さらに1101七年からは中小企業に限定されていない。

続いて実証分析の内容について報告が行われた。分析手法はdifference-in-differencesと呼ばれるものである。この分析では、トリートメントグループと呼ばれる分析対象国とコントロールグループと呼ばれる比較対象国を設定する必要がある。分析対象国はもちろんラトビア、イタリア、ポルトガルである。そしてコントロールグループとして、ラトビアに対してはエストニアとリトニア、イタリアに対してはフランス、ポルトガルに対してはスペインを設定している。分析対象期間はラトビアが1100九年から1101四年、イタリアが1101一年から1101五年、ポルトガルが1101〇年から1101四年である。実証分析に用

いられているデータはビューロ・ヴァン・ダイク社のAMADEUSというヨーロッパの企業の財務データに関するデータベースである。分析は、book leverageとfinancial leverageという二種類のレバレッジを定義して被説明変数に用いたり、説明変数に限界実効税率を考慮した変数を用いたり、企業の規模別に分析を行つたりと多岐に渡っているが、主な結果は以下のとおりである。①全企業を対象とした分析では、ラトビアについてはACE導入が想定とは逆にレバレッジを引き上げる効果がみられたが、イタリアとポルトガルについては一%から二%程度レバレッジを引き下げる効果がみられた。②イタリアについて企業の規模別に分析を行うと、大企業の方が中小企業よりもレバレッジの引き下げ効果が大きい。

コントロールグループの設定が適切であるか、ACE以外の政策の影響が適切にコントロールさ

れているかといった点などに若干の疑問が残るが、ラトビアやポルトガルに関する実証研究は筆者の知る限り行われておらず、先駆的な研究といふことができる。また、報告論文では既存の ACE に関する先行研究が丁寧に紹介されており、筆者にとって興味深く、大変参考になる報告であった。

## (2) AGI-ACEの比較

フィンラッキー VAT Institute for Economic Research の Seppo Kari 氏、Olli Ropponen 氏、フィンラッキー 財務省の Jussi Laitila 氏は、Investment Incentives and Tax Competition under Allowance for Growth and Investment (AGI)、ユーロタイムル等、AGI の効果に関する理論研究について個別研究報告を行つた。<sup>15)</sup>より具体的には、AGI が企業の投資インセンティブや国家間

の租税競争に与える影響について理論的に明らかにして、スウェーデン Institute for Fiscal Studies によって提案された ACEとの比較を行つていね。

AGI とは欧州委員会 (European Commission (110-16)) から提案された税制である。EUでは、法人税制が加盟国<sup>16)</sup>とに異なることと異なって企業の投資などに弊害を起しはじめることが大きな問題となつていていた。そこで欧州委員会は 1991 年に EU 加盟国の法人課税ルールの共通化を目指して CCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base) とする制度を提案した。

しかし、イギリスやアイスランドの反発などもあり、この提案は事实上たなばらしにやれていた。それが最近になつて再検討され、新たに提案された CCTB の中に AGI が含まれてゐるのである。AGI は税制上の自己資本 (AGI equity base) の增加分にみなし利子率を乗じた額を課税

ベースから控除するものである。European Commission (110-16) および EY 税理士法人 (110-17) によれば、税制上の自己資本の増加分とは、最初の一〇年間については、当該課税年度の期末時点の税制上の自己資本と適用初年度の期末時点の税制上の自己資本の差額である。そして一〇年目以後は、基準年度が一年ずつ前に動いていく。また、みなし利子率は、当該課税年度の前年の一二月に欧州中央銀行が公表する一〇年物のユーロ圏の政府ベンチマーク債の利率にリスクプレミアムの二%ポイントを加算した率である。なお、みなし利子率の下限値は二%である。

この研究では、AGI と ACE を dynamic investment model に組み込んで緻密な分析を行っている。分析の主な結果は以下のとおりである。

① AGI は企業の投資を促進する効果を持つ。

② C C C T B は低税率国への投資を促進する効果を持つが、AGI はその効果を弱める方向に作用する。

③ AGI を含む C C C T B は租税競争を抑制する効果を持つ。

④ AGI は投資の促進、租税競争の抑制、企業行動に対する中立性の観点からは ACE に劣るが、一方で ACE には租税不足という課題がある。

AGI が soft ACE に分類されることから、分析結果の大半は妥当なものと思われる。筆者としては、実際に EU で AGI を含む C C C T B が実施されれば世界的に大きな影響をもたらすと考えられるので、学術的な研究の動向はもちろんのこと実際の導入に向けた動きについても注視していく必要があると感じた。

## 四、第七五回年次大会について

次回の第七五回年次大会は、1101九年八月二一日から二二日にかけてスコットランドのグラスゴーで開催される。会場はグラスゴー大学アダム・スミススクール (University of Glasgow, Adam Smith Business School) ディナーで、アダム・スミススクール (University of Glasgow, Adam Smith Business School) ディナーでは Taxation and Mobility である。現時点で、プレナリーの講演者として、ハーバード大学 (Harvard University) の Stefanie Stantcheva 氏、Nathaniel Hendren 氏、マンチュースター大学 (University of Manchester) の Olli Ropponen (Institute For Fiscal Studies) の Rachel Griffith 氏が登壇する予定である。

国際財政学会の年次大会では財政学・公共経済学に関する非常に幅広い分野について個別研究報

告が行われているので、資本市場に関する個別研究報告も少なくない。次回も資本市場に連する分野についての最新の研究成果が報告されるものと思われる。

## 注

<http://www.iipfnet/index.htm>

(i) <https://www.conftoolpro/iipf2018/sessions.php>  
 (ii) 当日の報告だけでなく、報告論文にも基づいて紹介する。

(iii) (iv) 当日の報告者は Marcel Gérard 氏であった。

(v) (vi) 既に ACE を廃止した国もあるので、何れの「導入国」とは導入したところがある国という意味である。

(vii) AG-I の詳細については、三節(2)で説明する。  
 (viii) 当日の報告者は Olli Ropponen 氏であった。

## 参考文献

- European Commission (2016) "Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on a Common Corporate Tax Base," COM (2016) 685 final, Strasbourg, 25.10.2016  
 Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A*

*Corporation Tax for the 1990s, A Report of the IFS*

Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie.

EY 税理士法人 (11017) 「国際租税制度に係る多国籍企業  
対応・影響等調査 平成二八年度内外一体の経済成長戦略構  
築に係る国際経済調査事業 対内直接投資促進体制整備等調  
査調査報告書」

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)